

伊達市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例について

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正により、農業委員の選出方法や定数の定めが変更されたことから、農業委員及び推進委員の定数を条例で定めるものである。

1. 主な改正点

- ① 農業委員会の事務の重点化
農地等の利用最適化が最も重要な事務であることを明確にした。
- ② 農業委員の選出方法の変更
公選制（選挙）を廃止し市町村長が議会の同意を経て任命する。
- ③ 農地利用最適化推進委員の推進の新設
農業委員会が任命する。

2. 農業委員及び農地最適化推進委員の定数について

農業委員会総会において各地域の実情と地域の均衡を考慮して検討した結果、定数は次のとおりとする。

農業委員 9人

農地利用最適化推進委員 10人

（参考）現行の農業委員の人数 19人

※ 特例措置により、現行の農業委員の任期である平成29年7月19日までは引き続き在任し、任期満了日をもって新体制となる。

3. 農地利用最適化推進委員の報酬について

農地利用最適化推進委員が設置され報酬額を定めることになるが、その担当業務は地域の農地巡視や農業者からの相談等の農業振興業務であり、農業委員と大枠において同様であることから、その対価として支給する報酬についても農業委員と同額とする。

4. 今後の予定

平成28年 8月	経営会議
9月	伊達市議会全員協議会で事前説明
9～10月	パブリックコメント実施
12月	第4回伊達市議会定例会で条例案を上程

伊達市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、伊達市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めるものとする。

（農業委員の定数）

第2条 農業委員の定数は、9人とする。

（推進委員の定数）

第3条 推進委員の定数は、10人とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項の規定によりなお従前の例により在任するものとされる農業委員（選挙による委員に限る。）の全員が退任する日の翌日から施行する。

（伊達市農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止）

2 伊達市農業委員会の選挙による委員の定数条例（昭和35年条例第9号）は、廃止する。

（非常勤特別職員の報酬に関する条例の一部改正）

3 非常勤特別職員の報酬に関する条例（昭和48年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

農業委員会	会長	月額 59,600
	委員	月額 37,800

を

」

「

農業委員会	会長	月額 59,600
	委員	月額 37,800
	農地利用最適化推進委員	月額 37,800

に改める。

」